

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

いじめ防止対策の更なる強化等について（通知）

令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果を踏まえた対応の充実につきましては、令和 6 年 11 月 11 日付け教生学第 1130 号でお知らせし、各学校及び市町村教育委員会において、児童生徒の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で素早く支援するなどの対応を行っていただいているところですが、このたび文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

つきましては、各学校及び市町村教育委員会において、次のとおり、別添写しを踏まえた取組を推進し、いじめ防止対策の更なる強化を図るようお願いします。

記

- 1 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省作成、令和 6 年 8 月改訂）チェックリストを用いた、平時からの備えの実施状況の点検

学校及び市町村教育委員会においては、チェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検の実進を進めるとともに、市町村教育委員会においては、所管の学校の取組状況について把握すること。

なお、道立学校には、点検の実施方法等について、別途、事務連絡を発出する。

- 2 いじめ防止及び不登校対策に係る関係機関（地域、学校、教育委員会等）との連携

各市町村教育委員会は、いじめ防止や不登校対策について、こども政策担当部局や福祉部局等と連携を図ること。

また、コミュニティー・スクールや地域学校協働活動の一体的な取組の推進等により、地域ぐるみで対応する仕組み作りを推進すること。

さらに、学校警察連絡協議会の活用や学校・警察連絡員の指定の徹底等、警察との連携強化を図ること。

- 3 いじめの重大事態の調査に関する研修やいじめ調査アドバイザーの活用

各市町村教育委員会は、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

学校は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法、基本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から、実効的な取組を行うよう努めること。

また、いじめの重大事態調査については、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したりするなどの課題が指摘されており、こども家庭庁に設置されている「いじめ調査アドバイザー」を利用すること。

（生徒指導係）



令和6年11月8日に決定された、「いじめ防止対策の更なる強化について」や教育機関と地域の関係機関との連携について、教育関係機関に理解していただきたい点について周知をいたします。

事 務 連 絡
令和6年12月25日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ防止対策の更なる強化等について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）」（令和6年10月31日付け6初児生第12号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）においても周知させていただいたとおり、今回の調査において、国立、公立、私立の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が約73万3千件、重大事態の発生件数が1,306件とそれぞれ過去最多となる等の結果が明らかになりました。

これらを踏まえ、下記の事項について周知します。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

今後とも、児童生徒のいじめの防止・不登校児童生徒への支援等に関する取組について御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

I. いじめ対策の更なる強化について

令和6年11月8日に、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議が開催され、「いじめ防止対策の更なる強化について」が決定された。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）等に基づく国の取組のうち、当面、特に重点を置いて検討・実施していく事項を整理しているものである。（別添資料1）

地方公共団体・学校の実施する取組の具体的内容は、以下の通りである。

○「いじめ防止対策の更なる強化について」（抄）

（地方公共団体・学校の実施する取組の充実）

⑦学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

⑧重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

（1）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省作成、令和6年8月改訂）チェックリストを用いた、平時からの備えの実施状況の点検について

「いじめの重大事態調査のガイドラインの改訂について（通知）」（令和6年8月30日付け6文科初第1137号文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知）において、各学校等に対して、国が示したチェックリストを活用し、重大事態ガイドラインの改訂内容を踏まえた平時からの備え及び重大事態の調査の実施を依頼している。

学校及びその設置者におかれては、今回の「いじめ防止対策の更なる強化について」の内容を踏まえ、改めて、チェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているかの点検の実施を進めること。

なお、本点検の実施状況について、来年度、調査を実施する予定であるため、

教育委員会におかれては、所管の学校の取組状況について把握すること。

(参考)

「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）」（令和6年8月30日付け6文科初第1137号文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm

(2) いじめ防止及び不登校対策に係る関係機関（地域、学校、教育委員会等）との連携について

「いじめ防止対策の更なる強化及び地域における不登校のこどもへの切れ目のない支援等について」（令和6年12月25日付けこども家庭庁支援局総務課事務連絡）において、「3. いじめ防止等に係る地域と学校及び教育委員会との連携について」を周知している。

子供達を巡る環境が変化する中で、いじめ防止や不登校対策について、教育委員会等が福祉部局等と連携することは重要であることから、積極的にこども政策担当部局や福祉部局等と連携することが必要である。

また、いじめ問題対策連絡協議会の活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動の一体的な取組の推進等により、学校や地域が抱える課題等について関係者と共有・協議し、地域ぐるみで対応する仕組み作りを推進することも重要である。

このような取組を通じ、地域の関係機関等と連携するとともに地域住民の協力を得つつ、地域ぐるみでのいじめ防止や不登校対策にあたること。

さらに、犯罪として取り扱うべきと認められる事案や学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるとともに、学校警察連絡協議会の活用や学校・警察連絡員の指定の徹底等、警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化を図ること。なお、学校・警察連絡員の指定状況等については、令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において改めて調査を実施する予定であることを申し添える。

(3) いじめの重大事態の調査に関する研修やいじめ調査アドバイザーの活用について

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は、重大事態調査を行う各学校等並びに調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ、適切に調査を行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。このため、教育委員会等におかれては、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに、各学校において、例えば、年度初めの職員会議や教員研修等の実施

により、学校いじめ防止基本方針はもとより、法、基本方針、生徒指導提要（改訂版）等の理解を深めるなど、平時から、実効的な取組を行うよう努めること。

また、いじめの重大事態調査については、例えば、自治体によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したりするなどの課題が指摘されていることから、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行う「いじめ調査アドバイザー」がこども家庭庁に設置されているため、各学校や教育委員会等におかれては積極的に利用すること。

【添付資料】

- 別添資料 1 いじめ防止対策の更なる強化について（令和 6 年 11 月 8 日 いじめ防止対策に係る関係省庁連絡会議決定）
- 別添資料 2 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト
（【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え 抜粋）
- 別添資料 3 「いじめ防止対策の更なる強化及び地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援等について（周知）」（令和 6 年 12 月 25 日付けこども家庭庁支援局総務課事務連絡）

【生徒指導提要（改訂版）】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線 3298）

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp

いじめ防止対策の更なる強化について

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて行う国の取組について、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を以下の通り整理する。

(※は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組)

(いじめの防止)

① いじめ未然防止教育のモデル構築

- ・「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止教育の指導案、指導教材等のモデルを構築。
- ・いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。

* ② 重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設

- ・国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの端緒・予兆や重大化要因等进行分析し、学校での未然防止等に活用。

(早期発見)

③ こどもの視点に立った相談体制の充実

- ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進。

(いじめへの対処)

* ④ 教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。
- ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。
- ・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

* ⑤ 重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- ・重大事態調査の調査委員（第三者委員）の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

⑥ ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策の強化

- ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。

(地方公共団体・学校の実施する取組の充実)

* ⑦ 学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

* ⑧ 重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	☐

(別添資料 3)

事 務 連 絡
令和 6 年 1 2 月 2 5 日

各都道府県・指定都市 こども政策関係窓口 御中

こども家庭庁支援局総務課

いじめ防止対策の更なる強化及び地域における不登校の こどもへの切れ目ない支援等について（周知）

平素より、こども政策の推進に御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

令和 6 年 10 月 31 日に文部科学省より「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（以下「調査結果」という。）」が公表されました。調査結果では、いじめの認知件数が、約 73 万 3 千件（前年度約 68 万 2 千件）、いじめの重大事態の件数が 1,306 件（前年度 919 件）と過去最多となり、小・中学校の不登校児童生徒数も約 34 万 6 千人と過去最多となるなど、極めて憂慮すべき状況が継続していると考えています。

このことを踏まえ、11 月 8 日に「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）」を開催し、「いじめ防止対策の更なる強化について（以下「更なる強化策」という。）」を取りまとめました。

また、12 月 17 日には、こども家庭庁が実施する「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」や「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」についても計上された令和 6 年度補正予算が成立しました。

さらに、11 月 26 日には、「こども政策に関する国と地方の協議の場（令和 6 年度第 2 回）」が開催され、こども・若者を守る取組について意見交換が行われました。その中で、首長部局におけるこどものいじめ防止・不登校対策が取り上げられ、三原こども政策担当大臣からは、いじめや不登校等の対応に関して、これらの背景には様々な事情が複雑に関係しており、首長の強いリーダーシップの下、学校だけでなく地域全体でこどもへの支援を進めることが必要である旨の発言がありました。出席された首長からも、教育委員会や学校だけで対策を実施するのではなく、学校と関係機関や NPO 法人等の民間団体等が連携し、対策を地域全体で講じる体制づくりが重要との発言があり、認識の共有がなされたところです。

このほか、11 月 26 日には、悩みを抱えるこどもたちが躊躇なく悩みを打ち明けやすい環境を、こどもの目線にたってつくっていくため、こども家庭庁に「こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」とい

う。)が発足しました。

各地方公共団体のこども政策を担当する部局や福祉部局等（以下「こども政策担当部局等」という。）におかれては、以上のこと及び下記の内容について十分御了知の上、教育委員会指導事務主管課等の関係機関との連携を図り、いじめ防止や不登校対策に取り組んでいただくとともに、都道府県知事におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. いじめ防止対策の更なる強化について

令和5年度の調査結果を踏まえ、11月8日に開催した関係省庁連絡会議において、更なる強化策（別添1参照）を取りまとめました。

こども家庭庁においては、学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業等を行うとともに、各地方公共団体においては、教育福祉連携や各種相談事業の実施等を進めていただいているところですが、更なる強化策のうち、特に以下の取組については、こども政策担当部局等の協力をいただきながら、特に重点を置いて進めていきたい取組となりますので、御留意願います。

いじめ防止対策の更なる強化について（関係部分抜粋）

（早期発見）

③ こどもの視点に立った相談体制の充実

- ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進。

（いじめへの対処）

④ 教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。
- ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。
- ・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

⑤ 重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- ・重大事態調査の調査委員（第三者委員）の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

(地方公共団体・学校の実施する取組の充実)

⑧ 重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。(※)
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

※ いじめ調査アドバイザーの積極的活用促進については、令和6年4月26日付事務連絡「こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について（再周知）」（別添2参照）も御参照ください。

こども家庭庁においては、更なる強化策の取組について、関係省庁と連携しながら進めてまいります。こども政策担当部局等におかれましても、教育委員会や学校、地域の関係機関等とも連携し、いじめ防止対策に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2. 令和6年度補正予算について

①学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証（令和6年度補正予算額 4. 1億円）

こども家庭庁においては、令和5年度より、地方公共団体の首長部局における取組を支援し、社会総がかりでいじめの長期化・重大化防止に資するべく、「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」に取り組んでいます。

本事業は、地方公共団体の首長部局において、専門家の活用等により、いじめの相談から解消まで取り組む手法等の開発・実証を行っていただくものとなっており（全額国庫支出：委託費）、令和6年度は12自治体で取り組んでいただいておりますが、こども家庭庁としてはさらに取組を強化する必要があると考えており、本事業において、より多様なモデルの構築を目指し、このたび令和6年度補正予算に計上しましたので、その旨御連絡します（別添3参照）。学校や教育委員会における取組の強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局におけるモデルを構築し、全国に展開していきたいと考えていますので、本事業をぜひ御活用いただけますと幸いです。

②地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業（令和6年度補正予算額 2. 6億円（新規））

不登校の背景には、本人、家庭、学校など様々な要因が複雑に関わっている場合があるため、教育と福祉の連携の下、地域全体で不登校のこどもに対する支援

を進めていく必要があると考えています。こうしたことから、地方公共団体の首長部局において、不登校のこども・保護者の悩み等に対し、こどもの育ちの点からきめ細かく対応するために、

①地域の実情に応じた不登校のこどもや保護者への支援メニューの開発

②地域における関係者・関係機関のコーディネート

など地域で行うモデル構築のために必要な経費（全額国庫支出：委託費）を令和6年度補正予算において新たに計上しています。（別添4参照）本事業についても、積極的な活用をお願いします。

3. いじめ防止等に係る地域と学校及び教育委員会との連携について

11月26日に開催された「こども政策に関する国と地方の協議の場（令和6年度第2回）」において、上述のとおり、いじめ防止や不登校対策について、首長の強いリーダーシップの下、学校だけでなく地域全体でこどもへの支援を進めることが必要である旨意見交換が行われました。

いじめ防止や不登校対策を地域全体の取組としていく上で、こども政策担当部局等と教育委員会や学校等がそれぞれの得意分野を生かしながら、教育・福祉等が一体となって地域全体でこどもを支援していくことが必要です。また、行政機関自らが取り組むのみならず、専門家や地域の関係機関、NPO法人等の民間団体、保護者、地域住民等との連携の下、これらの関係者による取組と相まって、いじめ問題の克服や不登校のこどもへの支援等を進めていくことが必要です。

このため、こども政策担当部局等におかれては、教育委員会指導事務主管課や学校と積極的に連携して取組を進めていただくとともに、地域の関係機関等に対しても、教育委員会等と連携して、いじめ防止や不登校に関する取組の理解促進を図り、行政機関が行う取組への連携・協力を求めることや、地域の関係機関等が行う取組に連携・協力することなどにより、各地域において、社会総がかりでのいじめ防止・不登校対策の取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、本件については、「いじめ防止対策の更なる強化及び不登校児童生徒への支援について」（令和6年12月25日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）（別添5参照）において、文部科学省から各教育委員会等に対して、学校及び教育委員会においても、積極的にこども政策担当部局等と連携し、いじめ防止等の対応にあたることについて周知を行っていることを申し添えます。

4. こども家庭庁「こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム」の発足について

悩みを抱えるこどもたちが躊躇なく悩みを打ち明けられる環境を、こどもの目線にたってつくっていくため、11月26日に、こども家庭庁にプロジェクトチームを発足しました。

本プロジェクトチームは、こどもが利用できる官民の相談窓口の実態等を把握・整理するとともに、こどもの悩みを受け止める諸活動等に関する効果的な広報手段等を検討することを目的としています。各こども政策担当部局等におかれては、従前より、こどもに寄り添った各種取組を実施いただいているところですが、今後、各地方公共団体における相談窓口等の実態把握や広報手段に関して、こども家庭庁から協力をお願いすることも考えられますので、ご承知おきくださ

いますようお願いします。

◇添付資料

- 別添 1 いじめ防止対策の更なる強化について（令和 6 年 11 月 8 日 いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議決定）
- 別添 2 令和 6 年 4 月 26 日 付け事務連絡「こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー事業の活用について（再周知）」
- 別添 3 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証（令和 6 年度補正予算）
- 別添 4 地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業（令和 6 年度補正予算）
- 別添 5 令和 6 年 12 月 25 日 付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「いじめ防止対策の更なる強化及び不登校児童生徒への支援について」

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局総務課地域支援係
電話：03-6862-0367（直通）
E-mail：shien.chiikishien@cfa.go.jp

いじめ防止対策の更なる強化について

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて行う国の取組について、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を以下の通り整理する。

（＊は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組）

（いじめの防止）

① いじめ未然防止教育のモデル構築

- ・「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止教育の指導案、指導教材等のモデルを構築。
- ・いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。

＊② 重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設

- ・国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの端緒・予兆や重大化要因等进行分析し、学校での未然防止等に活用。

（早期発見）

③ こどもの視点に立った相談体制の充実

- ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進。

（いじめへの対処）

＊④ 教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。
- ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。
- ・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

＊⑤ 重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- ・重大事態調査の調査委員（第三者委員）の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

⑥ ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策の強化

- ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。

（地方公共団体・学校の実施する取組の充実）

＊⑦ 学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

＊⑧ 重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 26 日

各都道府県・指定都市 こども政策関係窓口
各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

こども家庭庁支援局総務課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について（再周知）

平素より、こども政策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記については、こども家庭庁において、令和 5 年 9 月から運用を開始しておりますが（令和 5 年 9 月 5 日付事務連絡「いじめ調査アドバイザーの運用開始について（周知）」参照）、令和 6 年度に入り、各自治体等においても担当者の異動などがあると思いますので、改めて周知させていただきます。

いじめの重大事態調査については、例えば、自治体等によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、被害児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されています。

このような課題を踏まえ、いじめ調査アドバイザーは、いじめの重大事態調査について、自治体等からの要請に応じ、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行っております。活用にあたっては、別紙を御確認いただけますと幸いです。

なお、助言後のフォローアップ及びいじめ調査アドバイザー事業の運用改善のため、活用後 3 カ月をメドに、アンケートに御協力をお願いします。

※ 本事業は、いじめの重大事態調査及び再調査における人選や調査方法に係る助言を行うものであり、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査組織に代わって直接事案の調査や調停等を行うものではありませんので、その点御留意ください。

本事務連絡について、各都道府県こども政策関係窓口の担当課におかれては関係課及び管内の市区町村（指定都市除く。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知いただきますようお願いします。

【添付資料】

- ・ 令和 6 年度こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について
- ・ こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー名簿（令和 6 年 4 月 1 日時点）
- ・ 相談票（様式）

【本件連絡先】

＜いじめ調査アドバイザー事業の運用や相談に関すること＞

こども家庭庁支援局総務課地域支援係

電 話：03 - 6862 - 0367

E-mail：shien.chiikishien@cfa.go.jp

＜いじめ防止対策推進法の解釈その他いじめ防止対策に関すること＞

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係・いじめ対策支援係

電 話：03 - 6734 - 3298 【直通】

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

令和6年度 こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー事業の活用について

<主な事業の目的・運用について>

- ◆いじめの重大事態について自治体等が設置する調査組織の立ち上げ等に関して、「第三者性の確保」の観点から助言等を行うために、こども家庭庁にいじめ調査アドバイザーを設置しています。
- ◆いじめ調査アドバイザーへの相談は、原則としてこども家庭庁を通じて行います。
(こども家庭庁で対応できる相談内容については、こども家庭庁において対応します。)
- ◆相談内容やいじめ調査アドバイザーからの回答については、文部科学省にも共有させていただきます。

<相談要件・窓口・方法について>

相談可能な団体	● 都道府県、指定都市及び市区町村首長部局 (都道府県の私立学校主管課含む) ● 都道府県、指定都市及び市区町村教育委員会 ● 附属学校を置く国公立大学法人 ● 小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体 ※指定都市を除く市区町村の首長部局・教育委員会は、都道府県首長部局・都道府県教育委員会を通じて御相談ください。 (文部科学省への重大事態の発生報告のルートに準じて御相談ください。) ※各自治体等が設置したいじめの重大事態調査委員会の委員から御相談がある場合は、上記の各団体を通じて御相談ください。
相談の窓口	ijime.chousa.advice@cfa.go.jp
相談の方法	所定の相談票(Excel)に記入し、重大事態の発生報告書※1や相談に必要な関連資料※2を添付の上、上記メールアドレスに送信 ※1 令和6年3月15日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「いじめ重大事態に関する国への報告に関する様式等の見直しについて(依頼)」の様式1と同じ ※2 地方いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針、相談事案に関する対応資料等(会議録及び対応記録等)、助言に際し参考となる関連資料

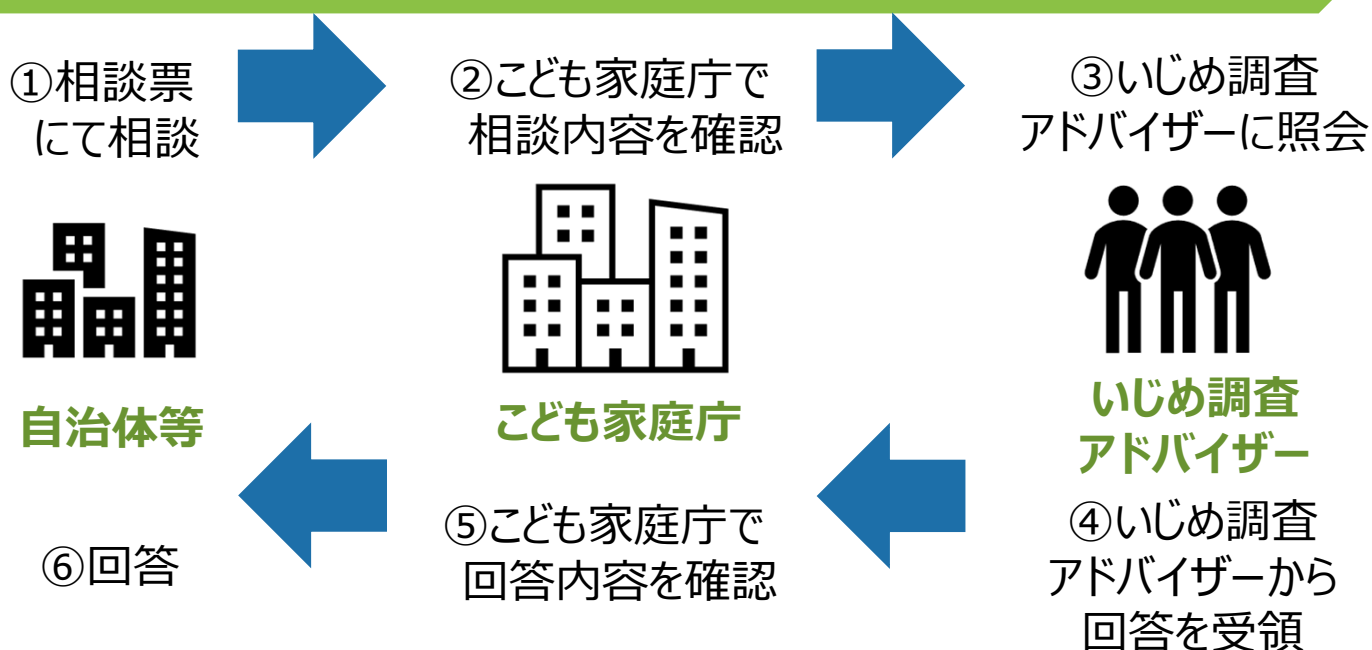
相談可能な事項

✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る 人選 に関すること	・事案に応じた職能団体の紹介について ・職能団体への適切な当たり方について など
✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る 調査方法 に関すること	・中立・公平性のある調査方法について など

※ 都道府県教育委員会において、人選に関して地域の職能団体の紹介や調査方法に関する助言等が可能な場合には、御対応いただきますようお願いいたします。

※ いじめに関係する児童生徒に対する調査方法のみならず、学校・教職員のいじめに関する案件への対応（教職員による 不適切な指導を含む）に係る検証や、いじめの再発防止の検討に当たっての調査方法等の相談も 可能です。

相談の流れ（イメージ）



※ 迅速に回答できるよう、相談の際に、相談票に加えて、重大事態発生報告書、関連資料の御提出をお願いいたします。

※ 相談いただいてから回答までには、いじめ調査アドバイザーにおいて事案を把握し、相談への回答を検討するために一定の時間を要します。回答時期の希望がある場合は、御相談ください。

※ 相談内容、回答については、文部科学省とも共有します。

いじめ調査アドバイザー

✓ 法律（弁護士）、医療（医師）、心理（臨床心理士・公認心理師・学校心理士）、教育（大学教員）によって構成されています。

✓ 最新のいじめ調査アドバイザーの情報については、こども家庭庁ホームページを御覧ください。



<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa/>

相談に当たっての留意事項（必ずお読みください！）

- 本事業は、いじめの重大事態調査及び再調査に係る「第三者性確保（人選や調査方法）」に関する助言を行うものであり、重大事態調査に係る基本的事項をはじめ、対応全般についての助言を行うものではありません。また、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査組織に代わって直接事案の調査や調停等を行うものでもありません。
- 本事業は、相談元の相談内容に応じてアドバイザーの専門的観点から助言を行うものであり、いじめ防止対策推進法等に基づき、各相談元において最終的な判断・対応を行うこととなります。
- いじめ調査アドバイザーの助言については、あくまでも相談元から提供された情報、資料等を前提に行政間において相談元に対して行うものであり、いじめ調査アドバイザーへの相談を外部に公開することを前提としているものではありません。そのため、回答は、具体的事実関係等によっては結論が異なる場合もあり、一般化できるものとは限らないため、このような事情を考慮せずに第三者にいじめ調査アドバイザーへ相談したことや回答が示された場合、様々な誤解を生むことになりかねません。よって、助言に関する情報の取扱いには十分御留意ください。
- いじめ重大事態調査に係るいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの解釈については、文部科学省にお問い合わせください。
- その他の御不明な点は、こども家庭庁までお問い合わせください。

本事業の実施に関するお問合せ

こども家庭庁支援局総務課地域支援係
メール：shien.chiikishien@cfa.go.jp
電話：03-6862-0367

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー名簿

石川 悦子 こども教育宝仙大学 教授

石隈 利紀 東京成徳大学 教授

伊藤 美奈子 奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授

栗山 博史 弁護士（神奈川県弁護士会所属）

中田 雅章 公益社団法人日本社会福祉士会 副会長

森本 周子 弁護士（第二東京弁護士会所属）

八並 光俊 東京理科大学教育支援機構教職教育センター 教授
日本生徒指導学会 会長

渡辺 弘司 公益社団法人日本医師会 常任理事

（令和6年4月1日現在 五十音順 敬称略）

事業の目的

文部科学省の最新の調査では、いじめの重大事態件数は過去最多を更新しており、いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

【参考】いじめの重大事態件数（令和6年10月31日 令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）
・令和5年度重大事態件数：1,306件（令和4年度：919件（+387件））（過去最多）

事業の概要

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証

①実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

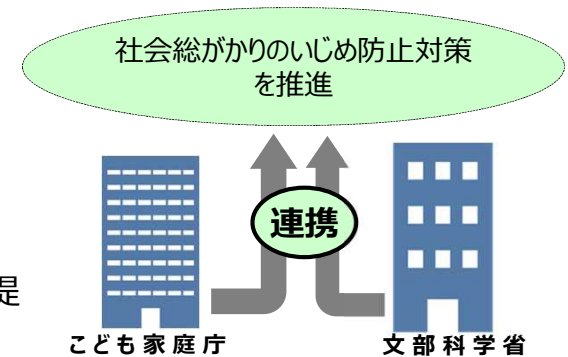
自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

（開発・実証イメージ）

- ・令和6年度に未実施の地域（ブロック）や、都道府県レベルでの実証地域の拡充
- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- ・いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む
 - 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築（認知時の情報共有、指導者等への研修など）
 - 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築
 - 加害児童生徒・保護者支援のための体制構築
 - 首長部局と警察、学校が連携し、相談内容に応じて情報共有や解消に向けた連携した対応を行うための体制構築
- ・実証地域での成果・課題を踏まえた、首長部局でのいじめ解消の仕組み導入のための手引きの作成

②実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援等（民間団体等に委託）



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

実施主体等

①実証地域（首長部局）での開発・実証	【委託先】	都道府県、市区町村
	【補助割合等】	委託費（国10/10）
②実証地域への専門的助言や効果検証等	【委託先】	民間団体等（1団体）

①実証地域	令和6年度（R6.7月時点）	令和6年度補正予算
地域数	12カ所	16カ所
補助率等	委託費（国10/10）	委託費（国10/10）

令和6年度補正予算 2.6億円

事業の目的

- 最新の調査（令和5年度）では、小中学校の不登校のこどもが過去最多の約35万人になるとともに、そのうちの約4割（約13万人）に当たるこどもが、学校内外の機関等で専門的な相談等を受けていない状況となっており、一人一人の状況に応じた適切な支援が届いているとはいえない。
- 学校につながりがもてず、また、地域社会とのつながりももてずにいるこどもを含め、不登校のこども・保護者の悩みやニーズ等に対し、各地域において、こどもの育ちの点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援することにより、不登校のこどもへの包括的で切れ目ない支援モデルを創出し、社会的な自立につなげることを目的とし、学校内外の機関等で専門的な相談を受けていない不登校のこどもの割合の低下を目指す。

事業の概要

- ① 地域において、教育委員会と連携するほか、必要に応じて関係機関・民間施設（NPO・フリースクール）等と連携し、不登校のこどもの心身の状況や、休み始めから回復するまでの時期に応じた支援の手法等について開発・実証
- ② 教育委員会との連携にあたって首長部局の窓口の役割を担ったり、不登校のこどもや保護者のサポートを行うために医療や福祉などの関係機関等との連携・調整を行ったりするコーディネーターの活用により、首長部局における支援体制の構築

（時期に応じた支援の例）

◆ 休み始める時期

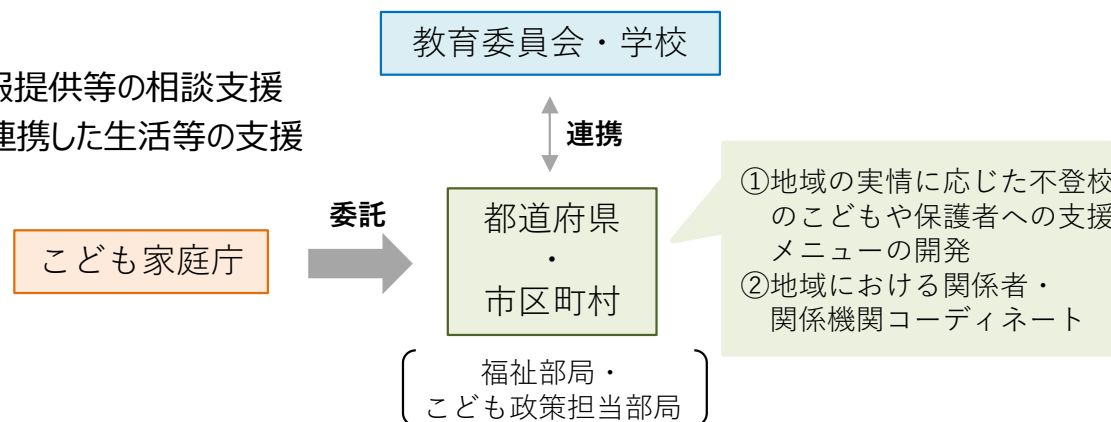
- ・不登校のこどもの今後の見通しや地域の支援メニューに関する情報提供等の相談支援
- ・不登校のこどもの発達特性に応じた医療や福祉等の専門機関と連携した生活等の支援

◆ 家庭で過ごし休養する時期

- ・家庭で過ごす不登校のこどもへの支援
- ・行政機関と民間施設等が協力した相談会の開催
- ・自治体における民間施設等の情報提供

◆ 回復傾向にあって他者との関わりが増える時期

- ・民間施設等を利用するこどもの通所送迎支援
- ・民間施設等における、学校生活や生活リズムに慣れない小学校低学年のこどもに対する支援
- ・民間施設等における、高校生へのキャリア形成に向けた支援



実施主体等

【委託先】 都道府県・市区町村